

介護老人保健施設 湖東老健 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 事業者 (法人)

法人名	社会医療法人 正和会
法人所在地	秋田県潟上市昭和大久保字街道下 92 番地 1
代表者名	理事長 小玉 弘之

(2) 主たる事業所

施設名	介護老人保健施設 湖東老健		
開設年月日	従来型	平成16年3月30日	0552380057号
	ユニット型	平成28年3月30日	0552380065号
	通所リハビリ	平成16年3月30日	0552380057号
	訪問リハビリ	令和元年10月1日	0552380057号
所在地	秋田県南秋田郡五城目町字上町 284 番地 1		
電話番号	入所：018-855-1570 通所：018-855-1574		
管理者名	施設長 斎藤 晴樹		

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

施設運営にあたっては必要な体制整備や従業者に対する研修実施により、利用者の個人情報保護、人権擁護、虐待防止を原則的な方針とします。また明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

(4) 施設の職員体制

職種	基準員数	職務内容
管理者	1人	
医師	1人	疾病の医学管理を行い施設内で対応可能な治療を行います。
薬剤師	0.2人以上	医師の指示のもと調剤を行い、服薬の管理・指導などを行います。
看護職員	9人以上	医師の指示のもと医療行為を行い、適切な看護ケアを行います。
入所介護職員	25人以上	移動・食事・清潔など日常生活上のケアを行います。
通所介護職員	2人以上	
支援相談員	1人以上	利用者や家族に対する総合的な相談業務を行います。
理学療法士	入所2人以上 通所2人以上	リハビリテーション計画を作成し、専門的リハビリテーションの提供を行います。
作業療法士		
言語聴覚士		
栄養士又は管理栄養士	1人以上	栄養状態の管理・食事相談に関する指導を行います。
歯科衛生士	0.3人以上	口腔衛生の管理や指導などを行います。
介護支援専門員	1人以上	施設介護サービス計画の作成を行います。
調理員	適当数	献立に基づき調理を行います。
事務員	適当数	請求事務などを行います。
環境整備員	適当数	施設環境の整備を行います。

(5) 設備の概要・入所定員等

定員	従来型	64名	短期入所を含む
	ユニット型	36名	
	通所	30名	
敷地面積		16,473 m ²	
建物延床面積		5449.89 m ²	鉄骨造1階建
居室	4人室	15室 60名	36 m ² 一名あたり 5.45 畳
	2人室	2室 4名	22.2 m ² 一名あたり 6.7 畳
	ユニット	36室 36名	15.4 m ² ；トイレ無

	個室	うち、12室トイレ付	18.9 m ² ；トイレ付
医務室		1 室	36 m ²
食堂		1 室	324 m ²
機能訓練室		1 室	162 m ²
談話室		1 室	72 m ²
理容室		1 室	18 m ²
デイルーム・静養室		1 室	216 m ² ／49.8 m ²
家族宿泊室		1 室	24 m ²
浴室	入所浴室	1 室	一般浴槽 1箇所 特殊浴槽 2箇所
	デイケア浴室	1 室	一般浴槽 1箇所 特殊浴槽 1箇所
防災設備		スプリンクラー 自動火災報知機 消火器 消火栓 防火扉	防災訓練 年2回 全職員により構成される自衛消防隊組織活動
損害賠償責任保険加入先		全老健共済保険	

2. サービス内容

施設サービス計画の立案	利用者の解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ計画を作成します。また、定期的に利用者の状況とサービスの提供状況を評価し、必要に応じて計画の変更を行います。また、ターミナル・ケアにおいては、ターミナル・ケア計画書として作成いたします。
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案	在宅での生活を考慮しながら、施設内での生活におけるサービス計画を立案します。
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案	自宅での生活における課題等を考慮し、通所におけるサービス計画を立案します。
訪問リハビリテーション	自宅での生活における課題等を考慮し、訪問にお

(介護予防訪問リハビリテーション) 計画の立案	けるサービス計画を立案します。
食 事 ※食事の場所は原則として食堂ですが、その時々々の心身の状態等により、場所・時間について対応いたします。	管理栄養士のたてる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 朝 食 7時30分～ 昼 食 12時00分～ 夕 食 17時00分～
入 浴	年間を通じて週2回の入浴を行います。 一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。但し、心身の状態に応じて清拭となる場合があります。
医学的管理・看護	医師による診察日を設けて健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
介 護	本人が出来ることは尊重し自立を妨げない、寝たきり防止の為、出来る限り離床に努めるなど、利用者の心身の状況に応じて適切な介護を行います。
レクリエーション	施設での生活を実りあるものとするため、日常生活でのアクティビティの他、行事等を企画します。
リハビリテーション	リハビリスタッフによる利用者の状況に合った訓練を行います。
相談援助サービス	介護サービスの利用に伴う各種相談支援や、退所時の支援も行います
栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理	栄養状態の把握・維持・改善・評価等のマネジメント、利用者が選定する特別な食事の提供などを行います。
口腔衛生の管理	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生の管理に係る助言及び指導を行います。
理美容サービス	定期的な理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
行政手続代行	要介護認定の申請に係る援助等をご希望により代行いたします。

通所リハビリテーション サービス提供地域	南秋田郡、潟上市、三種町、上小阿仁村、秋田市 北部
訪問リハビリテーション サービス提供地域	南秋田郡、三種町、上小阿仁村

3. 利用料金

利用料金については、別紙「利用者負担説明書」をご覧ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催します。

協力医療機関	小玉医院
	南秋田整形外科
	南秋田眼科
	湖東厚生病院
協力歯科医療機関	おおくぼ歯科診療所

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、記入された連絡先へご連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事	特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、当施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
日常生活用品	紛失を防ぐため、持ち物には全て、名前を書いて下さい。 なお、上履き等は使用中に名前が見えないように踵部分に記入することをお勧めします。
面 会	午前10時より午後4時となっておりますが、ご都合のある方は、この限りではありません。なお、17時半以降は夜間出入口をご使用下さい。 但し、他ご利用者との共同生活の場であるため、継続して時間

	外のご面会を希望される方は協議の上、決定させていただきます。
外出・外泊	本人・家族等の希望により随時可能です。また、自宅での生活に向けた取り組みや、ご家族との気分転換等のためにもお勧めしております。簡単な手続きがありますので、職員にお申し出下さい。
飲酒・喫煙	医師の許可がある方は施設行事内での飲酒が可能ですが、それ以外ではご遠慮ください。 防火管理上、施設敷地内は禁煙になっております。
火気の取扱	防火管理上、職員の指示に従ってください
設備・備品の利用	別途費用のかかるものもありますので、職員にお申し出下さい。
所持品・備品等の持ち込み	ご購入されたポータブルトイレ、歩行器、車椅子等は、ご自分の物をご持参下さい。 カミソリ、ハサミ、裁縫道具（針など）、果物ナイフ、ライター等の危険物の持ち込みはできません。 テレビ・ラジオ等の電気製品は持ち込み可能です。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭・貴重品等はお預かりしませんので持ち込みはご遠慮下さい。 ※紛失、盗難等の責任は一切負いかねます。
衣類洗濯	セーター・カーディガン等で縮む恐れのあるものは持ち込みをご遠慮下さい。 業者洗濯か、ご家族洗濯となります。
外泊時等の施設外での受診	緊急時以外にご家族による受診は行わず施設へご相談下さい。
宗教活動	宗教上の都合により、禁止されている事もあると思いますので、職員にお申し出下さい。 但し、他利用者に迷惑となる活動は、施設内外を問わず、一切禁止とさせていただきます。
ペットの持ち込み	入所を希望される方、面会をされる方の居室等へのペットの持ち込みは原則として禁止させていただきます。 なお、玄関ホールまでは入場可能ですので、職員へお申し出下さい。
施設見学	随時可能ですので、職員へお申し出下さい。
その他	個人情報保護により、施設内の写真撮影は職員へお申し出下さい

	い。また、ご利用者の個人情報についての口外（例、あの施設に〇〇さんがいた）はご遠慮下さい。
--	---

6. 身体的拘束等の禁止

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を十分に検討し家族への説明と同意を得ることとします。
- (2) 従業者に対して身体拘束等適正化のために定期的な研修（年2回）を実施しています。

7. 事故発生時の対応

- (1) 円滑かつ迅速に事故処理を行うための処理体制及び手順
 - ア. 事故発生、状況・当事者からの事情確認
 - イ. 施設長が必要と判断した場合、医療機関への診療依頼
 - ウ. 家族への連絡。通所・訪問は居宅ケアマネジャーへも連絡
 - エ. 医療事故検討委員会での検討・評価
 - オ. 状況により保険者・県への報告
 - カ. 報告・記録
- (2) 事故発生を防止する体制を適切に実施するため専任の担当者を選定しています。

リスクマネジャー担当者	介護科長 工藤仁
-------------	----------
- (3) 事故検討委員会を定期的に開催して事例を集計・分析、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (4) 事故発生の防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対して事故発生の防止のために定期的な研修（年2回）を実施しています。

8. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の相談窓口でお受けします。

苦情相談に関する担当者	入所：伊藤千春、大村田さおり 通所：渡部 信明
-------------	----------------------------

法人苦情相談窓口	社会医療法人正和会 本部 電話 018-877-7110
----------	---------------------------------

- (2) 円滑かつ迅速に苦情相談処理を行うための処理体制及び手順
- ア. 苦情発生、利用者・担当職員など当事者からの事情確認
 - イ. 評価
 - ウ. 事務長等を含み内容検討会議の実施
 - エ. 利用者・家族への具体的な回答を説明
 - オ. 再評価、サービスの質の向上を図るに向けた取り組み
 - カ. 報告・記録
- (3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

市町村等	電話
五城目町役場 健康福祉課	018-852-5108
八郎潟町役場 福祉課	018-875-5808
井川町役場 町民課	018-874-4417
大潟村役場 福祉保険課保健班	0185-45-2114
三種町役場 福祉課	0185-85-2247
上小阿仁村役場 住民福祉課	0186-77-2222
潟上市役所 高齢福祉課	018-855-5113
秋田市役所 介護保険課	018-866-2069
秋田県介護保険審査会	018-860-1366
国保連合会 苦情窓口	018-883-1550
秋田県運営適正化委員会	018-864-2726

- (4) 市町村等からの求めがあった場合、調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

9. ハラスメント対策

- (1) 当施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者等が事業者の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 虐待の防止

- (1) 当施設は、利用者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけ人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を实

施する等の措置を講じます。

- (2) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護科長 工藤仁
-------------	----------

- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修（年2回）を実施しています
- (6) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

1 1. 非常災害対策・業務継続計画（BCP）

業務継続計画を策定し、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続してサービスの提供を受けられるように平時からの備えと緊急時の対応を講じます。

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回（利用者との日中想定避難訓練、夜間想定避難訓練）
- ・ 職員研修 年2回（新規採用時、定期開催。発災時の役割確認、ケアの演習等）

1 2. 災害被災における引継ぎ・避難

- (1) 当施設が地震・火事・風水害等の災害を被災、あるいはその恐れがある際、施設に甚大な被害が発生し、入所サービスの継続が難しくなった場合に以下の施設へ引継ぎを行う可能性があります。

ア. 法人関連施設への紹介と施設利用の引継ぎ

イ. 社会福祉連携推進法人（社会福祉法人双山会〔三種町〕、社会福祉法人敬仁会〔潟上市〕、社会福祉法人秋田県民生協会〔北秋田市〕）への紹介と施設利用の引継ぎ

ウ. 五城目町の福祉施設への紹介と施設利用の引継ぎ

エ. 自主的に利用者・身元引受人の自宅にて生活を行う際の引継ぎ

- (2) 仮設避難所か法人関連施設、または五城目第一中学校への避難。
- (3) 避難場所は身体状況等によって割り振られるため選ぶことは出来ません。

1 3. 感染症の予防及びまん延防止

当施設は、感染症の発生またはまん延しないように、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 感染症予防のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して感染症を予防するための定期的な研修（年2回）を実施しています。

1 4. 第三者評価の実施の有無

当施設（短期入所療養介護、通所リハビリテーション含む）では第三者委員会による評価を行った実績はありません。